平成２２年（フ）第１５０号
福岡県田川市大字川宮392番地
債務者　大野美紀子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１７０号
福岡県田川市大字糒2153番地１
債務者　舟木　政広
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１７１号
福岡県田川市大字糒2153番地１
債務者　舟木よし子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第５００号
宮崎市大字恒久4183番地３　ポレスターブロードシティ南宮崎703号
債務者　村本　直美（旧姓久永）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５４号
宮崎県都城市若葉町21街区17号、前住所宮崎県都城市祝吉２丁目11番地11　ＫＯアベニュー201号
債務者　曽原　誠一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２７１号
宮崎県日向市大字日知屋8097番地14
債務者　中村のぞみ
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２７７号
宮崎県延岡市古川町257番地３
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８２号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目17番11―４号
債務者　能津　輝有
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８３号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目17番11―４号
債務者　髙橋　秀人
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２８４号
宮崎県延岡市南一ケ岡３丁目17番11―４号
債務者　髙橋アサミ
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２９０号
宮崎県日向市大字塩見6935番地
債務者　幸﨑　良子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８５号
鹿児島県奄美市名瀬港町６番６号―502号
債務者　中田　勇二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１０２号
鹿児島県大島郡伊仙町大字阿権1408番地
債務者　松田清一郎
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第２１０号
鹿児島県姶良市東餅田2722番地　県営帖佐団地Ｆ棟203号
債務者　古木左江子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
宮城県栗原市若柳有賀字八幡115番地
債務者　柴山　　康
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
茨城県神栖市知手6373番地
債務者　粟田莉加こと　鐘　　佳如
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７１号
茨城県神栖市波崎9419番地１
債務者　安西　英右
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５２号
石川県小松市串町南296番地
債務者　志和　忠雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
金沢地方裁判所小松支部